



YANMAR

2023年6月改訂版

ヤンマー建機総合保険

**スケールメリットによる割安な保険料！
お客さまのニーズにあった補償をご提供！**

**建機自体の補償も、
賠償事故の補償も
お任せください！**



ヤンマー保険サービス株式会社

ヤンマー建機総合保険

ヤンマー建設機械をご愛用の皆さまだけにご加入いただける、『ヤンマー建機総合保険』。
ご購入の機械に、不測の損害が発生した場合、わずかなご負担で補償いたします。安心してヤンマー建設機械をお使いいただくために、また、財産保全のためにも、ぜひご契約をおすすめいたします。

建機自体の補償

基本契約（動産総合保険【土木建設等機械特約付】）

補償の対象

貴社ご購入のヤンマー建設機械で、日本国内で使用するものを対象といたします。

・自動車登録番号標を取得した建設機械（公道を自走可能建設機械）は対象となりません。

本保険契約後、自動車登録番号標を取得した場合は、その時点で本保険の対象からはずれます。

（課税標識の交付の場合は、本保険の対象となります。）その場合は必ず取扱代理店ヤンマー保険サービスまでご通知願います。

・貴社がリース業・レンタル業を営んでいる場合は、ヤンマー特約店名簿に記載、もしくはヤンマーとの取引のある販売店であれば、ご契約いただくことが可能です。それ以外は本保険をご契約いただけません。

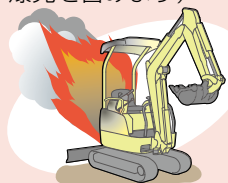
・保険の対象を第三者に売却するなどの理由により所有権を喪失したときは、その時点で本保険の対象外となります。

対象となる事故

補償範囲 プラン	火災・落雷・ 破裂・爆発	盗難	輸送中の 破損	輸送用具の 衝突・転覆	水災	作業中・ 保管中の破損	その他 偶然な事故
基本プラン	○	○	○	○	×	×	×
水災プラン	○	○	○	○	○	×	×
オールリスクプラン	○	○	○	○	○	○	○

（基本プラン）

火災（落雷・破裂・爆発を含みます）



盗難（建設機械全体の盗難）

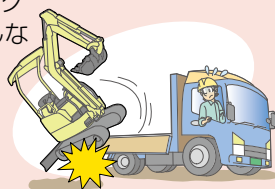


（注）部品などの単独盗難、盗難未遂による損害は対象となりません。

運搬車両（トレーラー、トラックなど）で輸送中に生じた偶然な事故（その輸送用具の衝突転覆などによる損害）

運搬車両（トレーラー、トラックなど）に積載中（積込、積下しなど）に生じた偶然な事故

※積込、積下し作業とは、車両や渡し板に建機がかかっている状態をいいます。



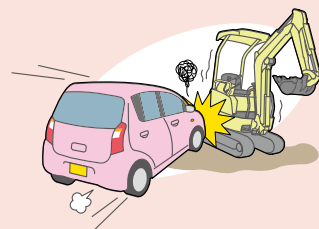
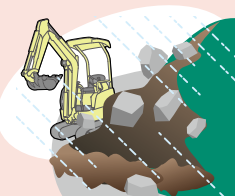
（水災プラン）

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等



（オールリスクプラン）

建設中の破損および物体の飛来による損壊など、その他偶然な事故



対象とならない主な損害 基本契約の場合（基本プラン）

- ・電氣的・機械的事故による損害（ただし電氣的・機械的事故の結果生じた火災による損害は対象になります。）
- ・地震・噴火・津波による損害
- ・土砂崩れによる損害※1
- ・水災（洪水・高潮など）※1
- ・建設作業中の破損※2
- ・次の部品の単独破損損害【バケット、ツメ、ハンマー類、管球類（電球など）、フォーク、ブレード、ベルト、ワイヤー、アタッチメント、キャタピラ、ローラー、ゴムタイヤ、その他作業時において常時地面等に接する部品など】 など

※1 水災プラン、オールリスクプランをご契約の場合は保険金支払の対象となります。

※2 オールリスクプランをご契約の場合は保険金支払の対象となります。

（注）詳細につきましては、P.5の「保険金のご案内」をご覧ください。

ヤンマー建設機械 をご愛用の皆さまのために、 万が一の事故からお守りします！

保険金額

ご契約金額^{※1}は建設機械の購入日、購入価格^{※2}に従い、下記の割合で設定します。

ご契約金額割合表は2018年4月に改定しております。2018年3月以前にご契約いただいた建機の保険金額は、下記割合と異なる場合があります。

●保険金額（ご契約金額）割合表

初年度	ご購入価格の100%
2年目	ご購入価格の 82%
3年目	ご購入価格の 64%
4年目	ご購入価格の 46%
5年目以降	ご購入価格の 30%

※1 左記割合を乗じたご契約金額は1万円単位とし、1万円未満は四捨五入とします。

※2 ご購入価格は1万円単位とし、1万円未満は四捨五入とします。

・中古建設機械をご購入の場合、ご購入年を初年度とみなして保険金額を設定します。

◆自己負担額（免責金額：千円単位^{※3}）

・全損または火災に起因する損害の場合
自己負担額は適用しません。

・一部損害の場合
ご契約金額の5%または10万円のいずれか低い額を自己負担額として控除します。

※3 千円未満は千円単位に四捨五入します。

●保険金お支払い後のご契約について

損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額（保険金額が時価を超えるときは時価額とします。）以上となった場合^{※4}を除き、保険金のお支払いがあっても保険金額は減額されずご契約は満期日まで有効です。

※4 この場合、ご契約は損害発生時点で終了します。

プランと保険料

●保険料例（ご契約金額1,000千円の場合）

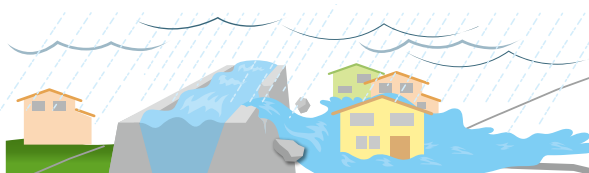
プラン名	適用料率 (千円あたり)	保険期間 1年	適用料率 (千円あたり)	保険期間 3年	適用料率 (千円あたり)	保険期間 5年
基本プラン	6.00	6,000円	14.76	14,760円	19.32	19,320円
水災プラン	10.00	10,000円	24.60	24,600円	—	—
オールリスクプラン	22.00	22,000円	—	—	—	—

●上記以外のプランもご用意しております。

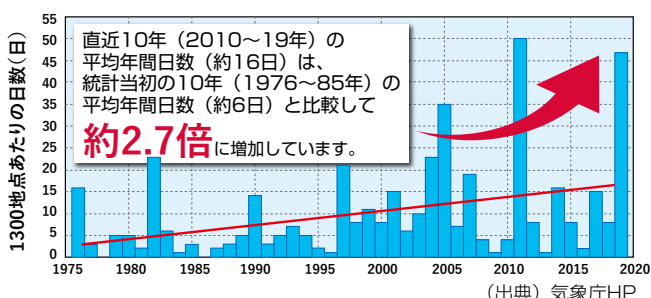
ご希望の方は、取扱代理店ヤンマー保険サービスにお申し出ください。

水災プラン でのご契約をおすすめします！

おすすめ理由 **① 大雨の日が増加傾向！**



全国の日降水量400mm以上の年間日数の経年変化(1976~2019年)



おすすめ理由 **② 3年契約も可能！**

おすすめ理由 **③ 簡単な手続き方法**

■更改契約時

- ・水災プラン切替対象のお客さまの更改案内に おすすめプランをご案内しております。
- ・ご案内記載の保険料をお振込みいただくと、水災プランでの契約を承り、お手続きいたします。

■新規契約時

- ・「**水災プランでの加入**」とお申し出ください。

賠償事故の補償

※この《付帯契約》は、《基本契約》とセットでのみご契約いただけます。

付帯契約（ヤンマー建機総合保険賠償責任担保特約条項）

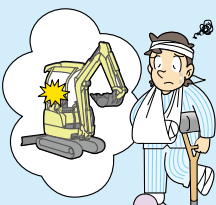
補償の対象

貴社ご購入のヤンマー建設機械、またはそれを使用して行う作業に起因して、法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害を補償いたします。
ただし、日本国内にかぎります。

- ・貴社がリース業・レンタル業を営んでおられる場合は本制度にはご契約いただけません。
- ・レンタル建設機械および下請会社や協力企業などに貸与した建設機械による損害は、本制度の対象にはなりません。
- ・本制度においては、事故時の示談代行は行えませんので、あらかじめご了承ください。

対象となる事故

- ①被害を受けた方に支払う損害賠償金
（ケガをした人の治療費や物をこわした場合の損害に対する修復費などの損害賠償金）



- ②訴訟、仲裁、和解、調停に要した費用（弁護士報酬など）

- ③損害の発生・拡大の軽減のために必要・有益な費用

- ④事故が発生した場合に、初期対応のために支出する、現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など。



（注）2018年4月1日以降始期契約より、「管理財物※1（①リース・レンタル財物、②販売・保管・運送受託物※2、③作業対象物）」の損壊リスクも補償の対象となります。

※1 所有財物は除きます。

※2 貨物の損壊が工事場内において発生した場合に限ります。

オプション補償

地下埋設物補償

水道管・ガスパイプ・電線・電話線などで、地下に埋設されている財物の損壊に起因する損害をお支払いの対象とする補償です。

※補償をご希望の方は、取扱代理店ヤンマー保険サービスにお申し出ください。

保険金額

●保険金額

（建設機械1台につき）

対人賠償	3億円（1名1億円）
対物賠償	1,000万円
管理財物補償	300万円

◆自己負担額（免責金額）（対人・対物とも1事故につき）

- 対人・対物賠償 なし
- 管理財物補償 3万円

プランと保険料

ご契約期間	保険料	オプション補償 地下埋設物補償 追加保険料	合計保険料
1年の場合	15,000円	+ 5,000円	20,000円
2年の場合	30,000円	+10,000円	40,000円
3年の場合	45,000円	+15,000円	60,000円

（注）付帯契約の保険期間は、最長3年までとなります。

地下埋設物補償は、
道路工事業、水道工事業の方におススメ！
割安な保険料でご加入いただけます！



対象とならない主な損害 付帯契約の場合

- ・地下に埋設されている財物（上・下水道、ガスパイプ、電線、電話線など）の損壊およびそれに起因する損害。ただし、オプションにて補償の対象となります。補償をご希望の場合は、取扱代理店ヤンマー保険サービスにお申し出ください。
- ・地下工事、基礎工事などに伴う土地の沈下、振動、軟弱化などによる土地や建物、付属物などの損害、および地下水の増減に起因する損害
- ・貴社の使用人や下請人などの業務中の身体障害
- ・完成時期が遅れたり、完成できなかったことにより発注者に与えた損害
- ・仕事の終了または引渡し後に生じた事故により第三者に与えた損害
- ・道路法第2条でいう「道路」上での建設機械工作車の所有、使用、もしくは管理に起因する損害。ただし、建設工事現場が道路上である場合、その工区をもって道路とはみなしません。
- ・法令に定められた運転資格を有さない者が、建設機械工作車を操作することによって発生する損害 など

（注）詳細につきましては、P.6の「保険金のご案内」をご覧ください。

もし事故が起きたら

●ただちにご連絡ください。

万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけないと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

●ヤンマー保険サービス株式会社（取扱代理店）

●損害保険ジャパン株式会社【受付時間：平日の9:00～17:00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）】

*ご連絡先は、裏面に記載しております。

- 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店ヤンマー保険サービス、または損害保険ジャパンより保険金請求手続き（保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など）に関してご案内いたします。
- 保険金請求権については時効（3年）がありますので、ご注意ください。
- 盗難にあわれた場合には、最寄りの警察署へ盗難の届出を行ってください。
- 事故があった際、法令に定められた運転資格をご提出いただきます。

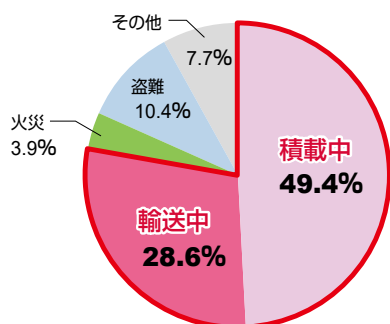


ご注意ください

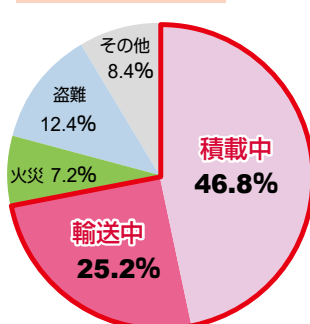
基本契約の

積載中・輸送中の事故が増えています！

事故発生件数（割合）



支払保険金額（割合）



積載中・輸送中の事故が全体の
7割以上を
占めているね！

（出典）ヤンマー建機総合保険の2017年7月～2019年6月までの保険金支払データより集計



積載中・輸送中の事故だと、建機自体の損害はもとより、オペレーター・ドライバーのケガによる労災事故にも発展するかも。また、代替の建機の手配に時間がかかると、請負工事の進捗にも影響を与える可能性が・・・。

もしものことを考えると心配になりますよね。
改めて事故防止のためのポイントを確認しましょう。



積載中・輸送中の事故防止のポイント

Check!



積載中



- 1 経験の浅いオペレーターが操作する際はサポートしましょう。
- 2 左右の道板の高さを合わせ、確実に固定しましょう。
- 3 あせらず、バックでゆっくり積み込みましょう。

輸送中



- 1 輸送経路は、車両をトラックに乗せた状態での最大幅・高さ・重量制限などを考慮し、設定しましょう。
- 2 輸送中、車両が動かないように、クローラーの前後に角材をかませ、チェーンまたはワイヤロープで固定しましょう。

本制度の安定運営のため、事故削減のご協力をお願いします！

保険金をお支払いする場合 (基本プラン)	日本国内で、 ①火災・落雷・破裂・爆発 ②盗難 ③輸送用具に積載輸送中、その輸送用具が衝突転覆したことによる損害 ④輸送用具に積載輸送中(積み込み、積み下ろしを含みます。)の破損損害 により、貴社ご購入のヤンマー建設機械に生じた損害に対して保険金をお支払いします。
保険金の種類	補償内容の概略(詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。)
損害保険金	上記の①から④までの事故により保険の対象について生じた損害に対して、次の算式により算出された額をお支払いします。 損害保険金^{*1}=(損害額^{*2}-自己負担額)×保険金額(ご契約金額)^{*3}／保険価額(時価)^{*4} ※1 お支払いする保険金の額は保険金額(ご契約金額)が限度となります。 ※2 損害額は全損の場合は時価を、修繕可能な場合は事故発生直前の状態にするための修繕費を基準として算出します。 保険の対象が完全に滅失した場合や修繕に要する費用が保険価額(時価)を超えるような場合または保険の対象を積載している輸送用具の行方が60日間わからない場合をいいます。 修繕することにより、保険の対象の価値が事故発生直前の状態を上回る(部品の耐用年数が延びる場合などを含みます。)場合は、その部分を差し引いて保険金をお支払いします。 ※3 保険金額(ご契約金額)が保険価額(時価)を超える場合は保険価額とみなします。 ※4 保険価額は時価額とし、時価額は保険の対象の購入金額に購入年に応じた割合(保険金額(ご契約金額)割合表)を乗じた額とします。
残存物取片づけ費用保険金	上記「保険金をお支払いする場合」に掲げる①から④までの事故により損害保険金をお支払いする場合に、保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用の実費を損害保険金の10%を限度としてお支払いします。
損害防止費用	偶然な事故により保険の対象に損害が生じた場合において、損害の発生および拡大の防止のために損害保険ジャパンが必要または有益と認めた費用を支出した場合にお支払いします。保険金額(ご契約金額)^{*5}から損害保険金を差し引いた残額を限度にお支払いします。 ※5 保険金額(ご契約金額)が保険価額(時価)を超える場合は保険価額とします。
修理付帯費用保険金	上記「保険金をお支払いする場合」に掲げる①の事故により、保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり損害保険ジャパンの承認を得て支出した必要かつ有益な費用の実費を保険金額(ご契約金額)^{*6}の30%の範囲内で、お支払いします。ただし、1事故につき1敷地内ごとに1,000万円が限度となります。 ※6 保険金額(ご契約金額)が保険価額(時価)を超える場合は保険価額とします。

※臨時費用保険金が補償対象外です。(臨時費用保険金不担保特約)

●保険金をお支払いできない主な場合

- (1) ご契約者、被保険者、所有者、保険金受取人などの故意、重大な過失または法令違反による損害
- (2) 自然の消耗もしくは性質による錆(サビ)、黴(カビ)、むれ、変質、変色またはねずみ喰、虫喰による損害
- (3) 保険の対象に加工^{*7}を施した場合、加工着手後に生じた損害
- (4) 戦争、暴動、その他の事変、差押え、没収、または核燃料物質、放射能などによる損害
- (5) 修理、清掃などの作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害^{*8}
- (6) 電気的事故・機械的事故による損害^{*9}
- (7) 詐欺、横領、置忘れ、紛失による損害
- (8) 台風、暴風雨、豪雨などによる洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れなどの水災による損害
- (9) 地震・噴火・これらによる津波
- (10) 万引による損害
- (11) 保険の対象の修繕費のうち、航空輸送によって増加した費用
- (12) 建設機械が地中、水中、水上においてまたは船舶に搭載されて使用されている際に生じた損害
- (13) 保険の対象に生じたよごれ、かき傷、擦り傷、塗料のはがれその他単なる外観上の損傷であって保険の対象の機能に支障を来さない損害。
- (14) 法令により定められた運転資格を持たないまたは酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で保険の対象を運転しているときに生じた損害
- (15) 次の部品の単独破損損害

【バケット、ツメ、ハンマー類、管球類(電球など)、フォーク、ブレード、ベルト、ワイヤー、アタッチメント、履帯、キャタピラ、ローラー、その他作業時において常時地面等に接する部品 など]

※7 修理を除きます。

※8 これらの事故によって火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。

※9 これらの事故によって火災、破裂または爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。

ご注意いただきたい事項

保険料はご契約と同時に払込みください。

なお、保険期間(ご契約期間)が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※上記基本プラン以外の補償プランをご契約の場合は内容が異なります。詳細は取扱代理店ヤンマー保険サービスにお問い合わせください。

保険金をお支払いする場合	貴社ご購入のヤンマー建設機械、またはそれを使用して行う作業に起因して日本国内で発生する第三者の身体障害、財物損壊などについて、法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 なお、被害者からの損害賠償請求に対して、損害保険ジャパンの承認なしに示談された場合には損害賠償金の一部または全部をお支払いできない場合がありますので、示談前に損害保険ジャパンにご相談ください。また、各費用保険金のお支払いには、事前の損害保険ジャパンの同意・承認が必要です。
--------------	---

保険金の種類	補償内容の概略（詳細は普通保険約款・特約をご確認ください）
①損害賠償金	損害賠償請求権者（被害者）に対して支払う損害賠償金です。損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。「対人対物事故区分」ごとおよび「1事故・ご契約期間（保険期間）中区分」ごとに「損害防止費用」および「権利保全費用」と合算して、それぞれ保険証券の保険金額欄に記載された保険金額（ご契約金額）を限度としてお支払いします。
②損害防止費用	事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のための費用（石油拡散防止費用は除きます。）のうち必要または有益であった費用です。
③権利保全費用	第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために貴社が支出する費用です。
④争訟費用	損害賠償責任の解決のために支出する訴訟費用、仲裁費用、調停費用、弁護士費用などです。「損害賠償金」の額が保険金額（ご契約金額）を超過する場合は、争訟費用の額に「保険金額（ご契約金額）の損害賠償金の額に対する割合」を乗じた額をお支払いします。なお、この費用の支出にあたっては、損害保険ジャパンの書面による同意が必要です。
⑤協力費用	損害保険ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損害保険ジャパンの求めに応じて貴社がこれに協力するために要する費用のうち、直接支出する費用です。
⑥事故対応特別費用	補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることをお客さまが知った場合において、その対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用、通信費など）を1,000万円を限度に補償します。

●被保険者の範囲

貴社	貴社の役員・使用人	貴社の下請負人	貴社の下請負人の使用人	工事の発注者
○	○	×	×	×

●保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、被保険者の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはこれらに伴う秩序の混乱
- 放射線照射または放射能汚染
- 環境汚染。ただし、突発的な事故により、急激に拡散された汚染物質による場合を除きます。
- 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故
- アスベスト（石綿）もしくはアスベスト（石綿）を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質の発ガン性その他の有害な特性による事故
- 医師、薬剤師、弁護士、建築士などの業務（資格の有無を問いません。）
- 約定または合意によって加重された賠償責任（例：完成時期が遅れたり、完成できなかったことにより発注者に与えた損害）
- 被保険者が、その父母、配偶者、子または同居の親族に対して負担する損害
- 記名被保険者の業務上の事故により記名被保険者の役員・従業員などが被った身体障害について負担する損害（例：貴社の使用人などに与えた身体障害）
- 航空機、自動車、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する事故
【ご注意】工事現場内にある建設用工作車の所有、使用または管理に起因する事故については、補償いたします。
（例：「道路」上での建設機械工作車の所有・使用もしくは管理に起因する事故。ただし、建設工事現場が道路上である場合、当該工区をもって道路とはみなしません。）
- じんあいまたは騒音に起因する事故
- 基礎工事、地下工事などに伴う土地の沈下、隆起、移動もしくは土地の軟弱化または地下水の増減に起因する財物損壊
- 記名被保険者が所有または賃借する施設から公共水域に流出した石油物質による財物損壊
- 石油拡散防止費用について負担する損害
- 仕事の終了または引渡し後に生じた事故により第三者に与えた損害
- 建設機械工作車の無資格運転、酒酔運転により生じた損害
地下に埋設されている財物（上・下水道、ガス管、電線、電話線など）の損壊に起因する損害
ただし、オプションにて補償の対象となります。補償をご希望の場合は、取扱代理店ヤンマー保険サービスにお申し出ください。 など

■このパンフレットは、「動産総合保険」の概要を説明したものです。

詳しい内容につきましては、普通保険約款・補償条項・特約条項をご用意しておりますので取扱代理店ヤンマー保険サービスまたは損害保険ジャパンにお申し出ください。

■ご契約の手続きその他不明な点については、取扱代理店ヤンマー保険サービスまたは損害保険ジャパンにお問い合わせください。

■取扱代理店ヤンマー保険サービスは、損害保険ジャパンとの委託契約書に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店ヤンマー保険サービスと締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損害保険ジャパンと直接契約されたものとなります。

■ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

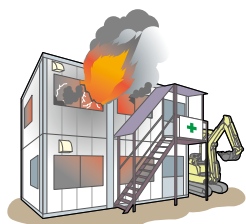
■個人情報の取扱いについて

○損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うため取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

建設・工事業を取り巻くリスクへの備えは十分ですか？

建設・工事業を取り巻く主な事業リスク

物損害リスク



建物、設備等の
貴社所有の
財物・資産

賠償リスク



業務上の事故による
身体障害・財物損壊
への損害賠償

工事物リスク



貴社が施工する
工事の目的物、
工事中仮設材等

人関連リスク



役職員の業務上の
労災被害や経営者の
疾病・死亡等

ヤンマー建機総合保険

(賠償付帯)は…

物損害リスク

のうち建機本体部分を補償しています。

賠償リスク

のうち建機作業中の部分を補償しています。

注) 建機以外の貴社財物や建機の使用・所有・管理に起因しない賠償事故は保険の適用対象外となります。

取り巻くリスクへの対応策として、 **ビジネスマスター・プラス** をご提案します！

事業活動総合保険

ビジネスマスター・プラス とは、 簡単なお手続きで、建設・工事業に関する各リスクを
包括的に補償できる保険商品です。

メリット 1 保険料試算が楽

- ◎直近年度売上高と業種だけで
保険料試算が可能
- ◎工事内訳や従業員数等の確認
資料のご提出は不要

メリット 2 お手続きが簡単

- ◎保険期間中で工事数の変動が
あっても手続きは不要
- ◎工事物、傷害、賠償リスク等を
1契約で手続き可能

メリット 3 魅力的な補償

- ◎特約付帯で地盤崩壊危険補償
まで担保可能
- ◎傷害ユニットでは政府労災の
認定不要で支払可能

お見積りのご依頼は以下の3ステップで可能です！

Step1 直近年度の売上高を
ご確認ください

Step2 現状の保険加入内容を
ご確認ください

Step3 ヤンマー保険サービスまで
ご連絡ください

※各項目を入力いただく **専用のヒアリングシートもご用意しております** ので、お見積りをご検討される場合は、
取扱代理店ヤンマー保険サービスまで、ご遠慮なくご連絡ください。

■このパンフレットはヤンマー建機総合保険（動産総合保険[土木建設等機械特約付]）の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、普通保険約款・補償条項・特約条項をご用意しておりますので取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

お申込み・お問い合わせ先

保険のことならなんでもご相談ください！

【取扱代理店】ヤンマーグループ保険代理店

【引受保険会社】

ヤンマー保険サービス株式会社

損害保険ジャパン株式会社 大阪企業営業第三部第二課

〒530-0014 大阪市北区鶴野町1-9 梅田ゲートタワー5F

〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4

TEL: 06-6376-6275 FAX: 06-6376-0687

TEL: 06 (6449) 1035 FAX: 06 (6449) 1376

(営業時間 9:00~17:40 土・日曜、祭日及び弊社所定の休業日を除く)

(営業時間: 9:00~17:00 土・日曜、祭日及び年末年始を除く)

【滋賀支店】TEL: 0749-65-3101 FAX: 0749-65-2400

【東京支店】TEL: 03-6262-7331 FAX: 03-6262-7332

【福岡支店】TEL: 092-303-9104 FAX: 092-476-5301